出典:裁判所ホームページ(https://www.courts.go.jp)の裁判例情報をもとに作成

		<i>y</i> ,,	
事件番号	昭和 51(才)1060	原審裁判所名	広島高等裁判所
事件名	土地所有権確認等、同反訴請求	原審事件番号	昭和 51(ネ)12
裁判年月日	昭和 52 年 3 月 3 日	原審裁判年月日	昭和 51 年 6 月 30 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 31 巻 2 号 157 頁		

判示事項	農地の賃借人が所有者から右農地を買い受けたが未だ農地調整法四条所定の知	
	事の許可又は農地委員会の承認を得るための手続がとられていない場合と新権	
	原による自主占有の開始	
裁判要旨	農地の賃借人が所有者から右農地を買い受けその代金を支払つたときは、農地	
	調整法四条所定の都道府県知事の許可又は市町村農地委員会の承認を得るため	
	の手続がとられなかつたとしても、買主は、特段の事情のない限り、売買契約	
	が締結されその代金が支払われた時に、民法一八五条にいう新権原により所有	
	の意思をもつて右農地の占有を始めたものというべきである。	

全文

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人下向井貞一の上告理由第一点及び第三点について

農地を賃借していた者が所有者から右農地を買い受けその代金を支払つたときは、当時施行の農地調整法四条によつて農地の所有権移転の効力発生要件とされていた都道府県知事の許可又は市町村農地委員会の承認を得るための手続がとられていなかつたとしても、買主は、特段の事情のない限り、売買契約を締結し代金を支払つた時に民法一八五条にいう新権原により所有の意思をもつて右農地の占有を始めたものというべきである。これと同旨の見地に立つて、被上告人は売買契約を締結し代金を支払つた日に本件土地につき新権原により所有の意思をもつて占有を始めたものということができるとした原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。

同第二点について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり 判決する。

(裁判長裁判官 岸盛一 裁判官 下田武三 裁判官 岸上康夫)